

徳島市監査委員告示第3号

令和3年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和4年1月7日

徳島市監査委員	尾	田	正	則
同	藤	原		晃
同	岡	南		均
同	土	井	昭	一

総務発第36号
令和3年12月8日

徳島市監査委員 殿

徳島市長 内藤 佐和子

令和3年度定期監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果（令和3年12月3日報告分）に基づく措置状況

総務部

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>1 収入事務</p> <p>(1) 調定手続が行われていないものがあった。</p> <p>(2) 納入通知書において、納入期限の設定がされていないものがあった。</p>	<p>1 収入事務</p> <p>(1) 当該調定手続漏れについては、直ちに適正な調定手続を行いました。今後は、地方自治法、地方自治法施行令及び会計規則に基づき、適正に処理を行います。</p> <p>(2) 今後は、会計規則に基づき、適正に処理を行います。</p>
<p>2 契約事務</p> <p>(1) 契約締結の決裁は受けているが、契約書が作成されていないものがあった。</p> <p>(2) 支出負担行為決裁において、会計管理者への協議ができていないものがあった。</p>	<p>2 契約事務</p> <p>(1) 当該契約については、直ちに契約書を作成しました。今後は、地方自治法及び徳島市契約規則に基づき、適正に処理を行います。</p> <p>(2) 当該支出負担行為決裁については、直ちに会計管理者への協議を行いました。今後は、予算の編成及び執行に関する規則に基づき、適正に処理を行います。</p>